

令和6年第4回松阪市議会議員定数等の在り方調査会会議録

開催日時 令和6年10月7日(月) 開会 午前10時 0分

閉会 午前11時30分

開催場所 議会第1・第2委員会室

会議に付した事件

1 議事

(1) 議員定数等について

2 その他

出席委員(4名)

会 長	小 林 慶太郎 君	副 会 長	川 上 哲 君
委 員	江 藤 俊 昭 君	委 員	駒 林 良 則 君

(オンライン出席)

欠席委員(0名)

正副議長の出席

議 長	中 島 清 晴 君	副 議 長	沖 和 哉 君
-----	-----------	-------	---------

議会改革特別委員会正副委員長の出席

委 員 長	久 松 倫 生 君
-------	-----------

傍聴人

議員	3名	報道関係者	2名	一般	1名
----	----	-------	----	----	----

事務局出席職員

局 長	三 木 敦	次 長	新 田 和 弘
議事担当主幹	中 口 真理子	総務担当主幹	白 上 陽 亮
議事係主任	早 川 直 樹		

午前10時 0分開会

○議会事務局次長(新田和弘君) それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回松阪市議会議員定数等の在り方調査会を開催させていただきます。

本日、駒林委員がオンラインでの出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員(駒林良則君) よろしくお願いたします。

○議会事務局次長(新田和弘君) 当調査会におきましては、会議録を作成させていただくため、録画、録音をさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

発言時には手を挙げていただき、指名されましたら、マイクのスイッチをオンにして御

発言いただきますようお願いいたします。

また、オンライン出席の駒林委員におかれましては、会議中、カメラは常時オン、マイクは発言時以外はミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、小林会長、よろしくお願いいたします。

○会長（小林慶太郎君） おはようございます。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思いますが、改めて確認をさせていただきます。本調査会の開催に当たりましては、原則公開ということで開催させていただきたいと思っております。本日も公開ということで、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

それでは、公開ということで進めさせていただきます。

○会長（小林慶太郎君） 事項書の1番、毎度毎度同じことが書いてあるわけですが、議員定数等についてというところで入らせていただきます。

前回、一旦結論を出していただきまして、本来であれば本日我々の意見書案、文書の形で皆さんにお示しして、それを基にまた議論をしよう、こういうことを申し上げたわけですが、どうも前回時間の制約もあって、非常に最後、駆け足で急いでしまったところもあって、十分に議論が尽くせていないのではないかと。それぞれの論点についてしっかり検討したのかと。こういったお声もいただいたりしているところもございまして、改めて今回、第4回は議員定数、報酬、政務活動費につきまして、いま一度皆さん御議論いただいて、最終結論の御審議ということをお願いしたいというふうに思っております。

議員定数に関しましては、前回は28人、現状維持ということで、一応多少強引に取りまとめをしたところもございましたが、駒林委員等から、いやいや、もう少し幅を持たせてもいいのではないかという御意見は前回もいただいていたところもございました。また、この間、前回の会議の後、住民の皆さんからの御意見というのも賜っております。我々、地域のことを無視してこの会議をやっていくわけにはもちろんまいりませんので、しっかり地域の声にも耳を傾けながら、あるべき姿を考えていかなければいけないということもございまして、改めて本日もう一度、いま一度皆さんに御意見をお伺いして、その上で最終結論を出したいと、こういうふうに思っておるわけですが、そんな進め方で皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

それでは、まず先に、今申し上げました住民の方々からの御意見ということで、委員の皆さんには多分事前に事務局からもメールでPDF化したものを配信いただいているかと

と思いますが、改めて御紹介かたがた読ませていただきたいと思います。

松阪市議会のあり方に関する意見書についてということで、住民自治協議会連合会会長の水谷様のお名前で御意見をいただいております。メールで多分行っているかと思いますが、来ていたかどうかということの今御発言もありましたので、改めて読みたいと思います。清秋の候、貴殿におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。松阪市議会議員定数等在り方調査会の委員の皆様方におかれましては、松阪市議会議員の定数等に関して御議論いただき、議会改革に御尽力いただいておりますことに、市民団体の代表の1人として感謝を申し上げます。さて、調査会の議論の中で、松阪市住民自治協議会連合会が松阪市議会に対して提出いたしました松阪市議会のあり方に関する意見書の取扱いについて、委員の皆様より様々な意見が出されました。調査会は地方自治の専門家で組織されておりますので、専門的な見地から議論を行い、意見書に縛られる必要がないということは十分理解をしておりますが、意見書は議会活動の充実と活性化を願い、市議会の皆様とも意見を交わすとともに時間をかけて議論し、定数の削減のみならず、市民との対話の促進等、議員の活動環境の充実を併せて提言したものです。しかし、調査会の議論の中で、意見書は受け止めなければならないとする意見がある一方、意見書に関する私どもへの聞き取りもなく市民の声を反映させたものかどうか分からない、提言の根拠が弱いなど、提言を切り捨てるとも思われかねない意見がありますことを非常に残念に思っております。調査会の結論は今後の議会の在り方の方向性について、市議会の議論や議員の判断に重大な影響を与えるものと考えています。したがって、調査会の結論につきましては、根拠が明確で市民にとっても分かりやすいものとしていただきますようお願い申し上げます。今後の皆様の御活躍を心よりお祈りいたしておりますと、こういった御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

〔発言する者あり〕

○会長（小林慶太郎君）　　そうですね、すみません、失礼しました。

今、私が申し上げました要望書ですけれども、事前のメールでは正副会長にしか来ていなかったということですので、すみません、江藤委員、駒林委員の下には来ていなかったということですので、改めて申し上げます。すみません、失礼いたしました。

〔発言する者あり〕

○会長（小林慶太郎君）　　一番要点は、市民の声を反映させたものかどうか分からないとか、提言の根拠が弱いといった、提言を切り捨てるとも思われかねない意見がありますことを残念に思っております。この辺りが一番ポイントなのかなというふうに思います。

こういった同様の意見、要望書が議会のほうにも来ているということでございますし、今回、我々この議論をしていく上で、この間ずっとオブザーバーとして御出席もいただいております、我々に対する依頼主でもあります議会のほうから、議事に入ります前に中島議長より発言を求められておりますので、この際発言を許可したいと思います。よろし

くお願いいたします。

どうぞ、御着席ください。

○議長（中島清晴君） おはようございます。松阪市議会議長の中島でございます。本日は貴重なお時間をいただきまして、本当に心より感謝を申し上げます。

この4回目の調査会は実質最終審議ということで、改めまして私のほうから一言皆様に発言をさせていただきたいと思います。

本来、議会は広く地域住民の声を聞いて政策立案をした上で市政に届けるとともに、市長が提案する政策等を審査して、住民の代表として意思決定並びに監視をするものであると思っております。そういった広聴機能の一つとして、毎年地域住民の代表であり、市内全域11ブロック43地区にあります住民自治協議会連合会の役員の方々と正副議長をはじめ、常任委員会、広報広聴委員会の委員長とが、市議会や市政などについて意見交換をさせていただいております。前回は地域拠点としてのコミュニティセンター化、地域活動の担い手の確保などについて意見を交わすとともに、議員定数に関する意見書を受け取らせていただいたところであります。

私たちは2012年に議会基本条例を制定し、13年には議員定数を28人とさせていただいたところですが、議会としましては、多角的な視点を持ち、一定程度能動的な議案審議ができていないのではないかと認識をいたしております。もちろん、まだまだ十分でもございませんし、議会の将来像を市民の方々にきちんとお示しをできるまでには至っていないのかもしれませんが、議会の成熟や議会力の向上には終わりがなく、試行錯誤の中、継続的な議会改革の推進に努力をしていかなければならないと思っております。

しかし、毎年1500人を超える人口減少に加えて、少子超高齢化が進む中で、行政においては、DXや業務の見直しをはじめ、時代への対応を全庁的に模索しているという状況でございます。議会におきましても、議会広報の刷新、ペーパーレス会議システムや電子採決の導入、オンライン委員会など、議会改革を進めてはまいりましたが、やはり総論としては人口減少に伴う自治体規模の縮小といった課題にも対応をしていく必要があろうと考えるわけでございます。

そういう意味におきましても、定数は果たして今後10年、20年先、人口が大幅に減少したとしても、現状の28人が下限であり、適切であると言えるのか。また、この定数で市民の理解を得られるのかというところは懸念をしておるところでございます。市町村合併をしましてはや20年を経過していようとしております。仮にですけれども、定数を減らそうとも我々議会はどの地域から選出された議員かどうかだけではなく、松阪市全域の市民福祉の向上を果たすため、本庁やそれぞれの旧町という意識や、旧来の線引きの単位で考えるのではなく、オール松阪として、市民の声を正しく聞き、市民の声に答えていくべきだというふうに考えております。

この頃、参加者の減少や固定化が課題となっております議会報告会の在り方の再検証を

はじめ、各地域や各種団体の方々、子育て世代や現役世代といった、これまでなかなか議会との接点を持っていただけなかった方々との意見交換や公聴の場をつくり、その声を政策提言につなげられるよう、先例の踏襲にとどまらない形を模索し続けていかなければならないというふうに思っております。私たちはその地域住民の代表として最たるものが住民自治協議会連合会だと認識をしております。2021年4月施行の松阪市地域づくり組織条例では、住民自治協議会が中心的な地域づくり組織として位置づけをされております。同連合会からは過去にも議員定数削減の要望書が上がり、その都度議会内で定数について議論をしてまいりました。このことは、いかに議会が住民自治協議会連合会さんからの意見を市民の声として重要視してきたんだらうというふうに改めて思うところでもございます。この連合会さんからの意見書が発端で、当調査会を設置させていただいたということに至った経緯もございます。そういった観点でも、ぜひいま一度、住自協の連合会さんからの意見書の持つ意味や重み、私たち議会の受け止め方を改めて御認識をいただきまして、意見書をまとめていただければと思うところでもございます。

この松阪市議会議員定数等の在り方調査会から出していただく意見書につきましては、今後議会において議員定数を決めていくに当たって、非常に重要な位置づけになるかと思っております。何とぞ御高配を賜りますようによろしくお願いをいたしたいと、重ねてお願いをいたします。今回、発言の機会を与えていただきましたこと、本当にありがとうございました。

以上でございます。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

ただいま中島議長からの御発言もありましたが、それでは、改めまして皆様のほうから、ただいまの議長からの御発言、そして、先ほど御紹介しました住民自治協議会連合会さんからの要望も受けて、御意見をいただきたいと思います。順番にお一方ずつ伺っていきたいと思いますので、まずは、じゃ、川上副会長からお願いいたします。

○委員（川上 哲君） おはようございます。

前回の議事で、ちょっと時間的に急いでしまったというのものもあるし、あと、会長の意見が前回のまとめだと全く反映されていないという、そういう点も懸念がありますので、できれば今の意見書にもあったように、少し幅を持たせるような答申というのでも検討してみたいかというふうに思います。そうすれば会長の意見も反映されますし、その他のほかの委員の方の意見も反映されるということになると思うんですが、その方向で少し検討することはできないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

私の意見に対しても御配慮をいただきましてありがとうございます。確かに前回時間不足なところもあり、やや強引に取りまとめたところもありました。ただいま議長からも御発言いただきましたけれども、やっぱりしっかり議会で最終的に決めていただく

ためにはいろいろな材料があったほうがいいんだろうということもあって、無理やりに一つの意見にまとまらないのであれば、多少幅がある我々からの意見書であっても、それはそれで受け止めていただく。むしろそのほうが議会のほうでも検討しやすいということであれば、それもありがたいということかなと思います。ありがとうございます。

オンラインでまた途切れたりするといけないので、先に駒林先生に聞いておきたいと思いますが、駒林先生、いかがでしょうか。

○委員（駒林良則君） おはようございます。

聞こえていますでしょうかね。

○会長（小林慶太郎君） 大丈夫です。

○委員（駒林良則君） すみません。オンラインで申し訳ありません。私の、今副会長おっしゃったように、前回私のほうも、私も現状維持の方向性ということをつしお話ししたんですけども、ただ、会長がおっしゃっているということもありましたので、幅のある答申だって大丈夫じゃないですかということ最後のほうに申し上げましたので、その点、今副会長おっしゃったような形の答申を出すということはいいんじゃないかなというふうに私は個人的には思っております。

ちょっと今、連合会のお話、まず、要望書のあれは今会長が読み上げていただきましたので、私、間違っていて聞き取っているかも分からないので、また訂正していただきたいと思ひますし、それから議長がおっしゃった、それに対するお答えのようなものも、そこら辺の話も併せて申し上げてよろしいでしょうかね。

○会長（小林慶太郎君） お願いします。

○委員（駒林良則君） 1点は、連合会が議会と話し合いをした上での意見書という、そのように思えたので、これは事実としては、一方的に連合会が何かあれしたんじゃないかと、もうちょっとこれをつくる上で議会といろいろ何かやり取りをしてつくられたという、そんな感じに会長の御発言を聞いていると受け取ったんですけども、それで間違いはないかどうかということですよ。

もう一つ、今議長がおっしゃったことは、確かにそのとおりなので、そこに何か異論があるというわけじゃないんですけども、だったら、この人数、28でも、むしろ28のほうがもっと言うところ足りないというふうなことにもならないのかなと。だんだん減っていくから議会の議員の数も減らしましょうというふうな、何かそのように議長のお話は最終的にも思えたので、それって片一方の理論としてはよく分かるんですけども、じゃ、逆に増やしたっていいんじゃないですかというふうに、変な話ちょっと理屈抜きで申し上げているんですけども、これから一生懸命やるから、もっと充実してやるので、連合会さん、うちは30人でもやりますよという。そこら辺にどうしてその議論がならないのかなというのがちょっと残念というか、もうみんなそうなっているからそのようにというふうな思ひうんですけども、大きな議論をちょっと申し上げると、要するに国全体の話でいうと、

実際だんだん議員が減ってきている話については、国側のいろんなあれを読んでいると、ちょっと危機感を持っている部分もあって、別にそんなに地方の人口が減っているから減らそうよねというふうなことにつながることに対しては、そんな国全体がそっちに向かっていくことに対しては、ちょっとどうなのというのが最近芽生えているのかなとも私、思っています。なので、何かこれからずるずるいっちゃんちょっと困るなどは思っていますね。そこら辺の感じが何かちょっと気にはなっています。私が何かこの意見書に対してはちょっとけちをつけたような、そういう形になっていて、そうなんですけれども、はっきり言うとそうかもしれません。そこら辺のこれができるまでの事情が分からなかったもので、議長のほうで、先ほど会長がおっしゃったように、これはやっぱりその前にちゃんと議会ともある程度すり合わせというか、一応聞いた上でこういう意見が出てきているんだというふうなことを、そういう認識を私はそんなふうに持っていることに対しては、それでいいんでしょうかね。議会と連合会の関係がちょっとよく分からないので、住民の代表だということはよく分かるんですけれども、だったら住民の代表が20人と言ったらもう20人にしますとか、10人だったら10人にします、それで検討しますというふうな、そういうことにならないための何らかのことを議会としても何かやられているのかどうかはちょっとよく見えなくて、その辺のところもちょっと議長に教えていただきたいなと思いました。結論としては、前回私発言させていただいたとおりで、やや幅を持った形の答申というのはできなくはないんじゃないでしょうかという、そういう意見でございます。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

結論としては、幅を持たせた答申でもありだろうと、こういう御発言でしたが、前段のほうでおっしゃっていた、議会とすり合わせをした上で出てきた意見書だというのはもしかしてちょっと違うんじゃないかと思うんですが、多分先ほど議長がおっしゃったのは、11ブロック43ある各地区の住民自治協議会とは議会は定期的、恒常的に対話をずっと続けていますよということ。そして、その住民自治協議会は、市の条例においても市民の声を代表する組織であるというようなことでしっかり位置づけられていますよ。なので、住民自治協議会さんから出てきた意見というのはやっぱり議会としては市民の意見としてしっかり重く受け止めて対応していきたいと思っていますよと、こういうお話だったかなと思います。今回の意見書が直接議会との対話から出てきたものではないかなとは思いますが、住民自治協議会はそういう位置づけの組織として議会としては捉えていると、こういう御発言だったかなと思います。それでよろしいでしょうかね。

○委員（駒林良則君） 私も了解しました。

○議長（中島清晴君） 先ほど住自協さんと議会とが定期的に懇談をしているのはこれまでも何回かありました。その内容については、その都度連合会さんから市政に関すること、議会に関すること、いろいろこういうことはどうなっているんだとかという中で、議

論がというよりは話し合いをされてきたわけです。そのたびに、全く今回すり合わせをして出していただいたという形ではなく、その都度議員定数はどうなんだろうという住自協さんのいろんな会話の中から、それについても我らはずっとそれについては考えていなければならないというふうに思います。前回はそうでしたし、平成28年のときのこの調査会の設置に関しても、その都度市民の声を我々はどのようにいくんだというふうな形で設置をさせていただいて据え置いたという経緯がございます。住自協さんとはそういう関係でこれまで来たという、今回の内容だったというふうに思いますし、新聞報道もあったかとは思いますが、決して私たちが住自協さんからの圧力に屈したわけではありませんし、でも、いつもいつもそれについては考えているということじゃないかというふうに思っています。そして、委員おっしゃられたように、なぜ下げていくという方向性だけしか見いだせないのかという部分についてもですが、私たちとしても、確かに28より30、34のほうが多様な意見が反映されて議会が活性化するというふうにも思いますし、先ほどから議論をされております委員会の内容についても、確かに6人ですよりは現状の7人、そして増やした8人のほうがそれこそ活性化するかもしれません。でも、私たちはその正解を正直持ち合わせておりません。市民からの声が、上げよう、上げようという、定数が足りないんじゃないかという意見はほとんど聞いたことがございませんし、方向性としては減少に向かうんだろうなというふうに思っております。ですから、今回出していただいた住民自治協議会連合会さんからのこの意見書に対しても、やはりその方向性、一定の見通しをつける必要があるんだろうなというふうには思っております。これはこちらの調査会からの答申を受けた上でのことですが、改革委員会の中でしっかり議論をしながら、確かに定数、そのままでもいいという意見もあるかもしれませんけれども、いろんな意見をまとめて集約をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

駒林先生、よろしいでしょうか。

○委員（駒林良則君） ありがとうございます。

○会長（小林慶太郎君） それでは、お待たせしました。江藤先生、よろしくお願ひします。

○委員（江藤俊昭君） 初めて対面で参加させていただきます。ありがとうございます。

今日は当初の予定だけでなく積み残しも含めてということで、結論から言うと、いいんじゃないかなというふうに思っています。それで、今駒林さんの質問を聞くまでというか、ともかく、こういう形で調査会が開かれ、こういう形というのは情報公開で行われ、これについてある程度皆さんが傍聴され、あるいは議事録も出て、それについて意見を言うというね。そういうことというのもできるというのは改めていいことだなというふうに思っていました。それから、今回そういう意味で住民自治協議会連合会のほうから10月

4日付でその意見書についてというのが出てきて、もうこれが出たというのもすごくいいことで、これを踏まえて私たちは修正するべきは修正したほうがいいなというふうに思っています。ただ、私は正直びっくりしたと、駒林さんの今の発言で根回しはあったのかみたいな話があってね。そんなこと絶対許せないとは思っていたんですが、それはあり得ないんですね。確認ですけど。あり得ないんですね。ただ、議会としてだけじゃなくて個々の議員がそういうことも言っていないということでもいいですね。私たちは連合会を推進しますみたいなことも言っていないわけですよ。まずは確認をさせていただきました。駒林さん、今のことはかなり重大な問題なので、ちゃんと調査してから発言されたほうがいいと思いますけど。

○委員（駒林良則君） ありがとうございます。

いや、そのように聞こえましたもんね。議会との話合いの中で云々というふうなことを、会長のおっしゃったところのあれでは何か書いてあるので、出てきたんだというふうになかった？

○委員（江藤俊昭君） どこかそういう文字があります？

○委員（駒林良則君） 私のほうにはないので分かりません。

○委員（江藤俊昭君） そうか、先生のところには行っていないんだ。

〔「メールで送らせていただきました」と呼ぶ者あり〕

○委員（江藤俊昭君） メールで送った？ いつ。

〔「すいません、今朝メールで事務局から」と呼ぶ者あり〕

○委員（江藤俊昭君） 今朝ね。今朝行っているって。

○委員（駒林良則君） そうですか。ごめんなさい。まだ見ていなくて。

○委員（江藤俊昭君） そういう意味で、公開の場に出てきて、協議会から意見書について出て、問題点も把握された。後ほどこれについて私お話をしますけれども、ただ、引っかかったのは、駒林先生が引っかかったのと違って、この段階で議長が発言されるというのは正直びっくりしているんですね。審議会というのは、審議会的なもんだと思うんですけれども、ある程度諮問をして、それを任せるといことなんですが、かなり誘導をこの段階でされているのかなというね。もう一回見直しをしろという。そういうような手続について、私、かなり疑問なんですけれども。独立してやらせていただきますけど、幾ら議長から諮問があったとしても。そういう意味で、じゃ、何か今手を挙げられましたが、そこから、私、今の今日の話について言いたいんですけど、じゃ、どうぞ、議長が手を挙げられているので。

○会長（小林慶太郎君） じゃ、先に。

私のほうからお願いをした部分もありまして、今回この調査会、そもそも諮問というか、いただいたのは議会からでありますので、私の進行の拙さもあって、これは果たして本当に議会からの御要望に応えた形で会議運営できておるんだろうかと、ちょっと前回時間も

あって拙速に決めてしまったけれども、あれで全部論点、尽くしているのかなというところもあって、私の、独立したということですので、そういうことをしないほうがよかったのかもしれないですけど、議長とも相談をちょっとさせていただいて、これってこんな形で今進んでいますけど、いいですかねというところで、じゃ、議会としての意見もちょっと言わせていただきますわというような流れだったかなというふうに思っておりますが、オブザーバーで御参加いただいておりますので、もし御発言、補足があれば、議長、お願いいたします。

○議長（中島清晴君） すみません。別に補足でも何でも、反論でもありませんけれども、確かにこの調査会さんのほうにこの定数等についてお願いをしている以上、私が差し出がましいことを申し上げたのは確かに少し僭越だったかなというふうにも反省をしておりますけれども、本来今日が最終ということで、今までなかなか議会との間の話も当然ありませんし、独立した機関でありますから、議会の中でもきちっとした意思統一がされているわけでもない中で、市民の声というものをどう捉えるかというところで、議会としては、住自協さんのこの意見書を基にして、何のなれ合いでも出来レースでもありませんけれども、こういう形で出していただいた中で、それを受け取った上での話を進めたいというふうに思っておりますので、そういう意味で申し上げただけであって、調査会さんの意見について、答申についてどうこう申し上げる立場でもございませんけれども、そういう意味であったというふうにお受け止めをいただいたら幸いです。

以上でございます。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

この会議のそもそもの設立された発端としては、住自協さんからの意見書でしたよねというところを改めて確認いただいて、それがきっかけだったよというところは受け止めて、踏まえた上でまいりましょうと、こういうことだったかなというふうに思います。

じゃ、江藤先生、続けてどうぞ。

○委員（江藤俊昭君） それでは、今の、了解をしましたけれども、ただ、ニュアンスとしては今度、協議会というすごく大きい、ここの市にとっての住民自治団体としてはすごく大きいので、かなり意識しなきゃいけないよというのも重々分かります。ただ、その論理というのがどうも縮小社会の議論の中でということがあって、それだけじゃなかりと私たちはずっと議論していたわけですけども、若干その辺のスタンスが違うかなと改めて思った次第です。その上で、今回の意見書についてお話しすると、この間の連合会の前回のちゃんとしたというか、出された報告書というのですか、意見書。これもすばらしいんですよ、議論としては。状況も把握しながらね。今回についても、特に出ているのは議会改革、定数削減だけの議論じゃなくて、ちゃんと市民との対話を促進しろとか、議会力アップの議論をしているわけですよ。ここがポイントなんだ。その条件として定数だとか報酬だとか政務活動費だとか多々、あとは議会事務局の話とか議会図書室の話とか、こ

うというようなものがあるって、どうしても定数だけの議論というのは、やはり報酬だけの議論にならないようにという、すばらしい基本的な視点なんですね。同時に、しかしという段落から入ると、もうこれ、傍聴の方には資料が行っていないので、資料、行っていないんでしょう、きっと。行っているの、傍聴の方に。行っていますよね。

〔「行っていないです」と呼ぶ者あり〕

○委員（江藤俊昭君） 行っていないですね。それこそ傍聴というんだから資料を提供しなきゃ私は駄目だと思っていますけど。市民の声を反映させたものかどうか分からないと。これは失礼な言い方だと思うんですよね。いろんな団体であろうと市民の意見は市民の意見として受け止めなきゃいけない。だから、これは言われるとおりですよ。だからそれを受け止めて私たちはちゃんと議論。ここの中で意見聴取もないでしょうとどこかにあったと思うんですけれども、それも残念だ。本当は意見聴取みたいなのも、これだけ大きな組織が出されているならば、私たちも意見聴取したいところだったというふうに思っていますけど、ただ、提言の根拠が弱いという言い方はしていないと思うんですけれども、私たちはこういう議論の中で、論拠の中で、とりわけ議会力をアップするために委員会の人数から考えて行っていきましょと。人口規模というのはやってもいいんだけど、自治法はこれを基本的にやめたんですよ。やめている。これはやってもいいんだけどという話なんですね。だから、根拠が弱いという失礼な言い方はしていなかったと思うんですけど、私たちはそれと人口とは違って、議会力アップするためにどういう定数にしましょうかねと、この論点だったと思うんです。だとすれば、縮小社会の議論の中で、それこそ総力戦を行っていかなきゃいけないときに、住民や、そして職員や議員や、そして首長たちが一緒に介して議論できる空間をどうやってつくれるかどうかの議論だと思うんですよ。そのときの定数というのをどういうふうに考えていったらいいかどうか。恐らく縮小社会になったら住民の人たちも政治に関わってもらわなきゃいけないと思いますけど、余計議会の議決責任ってすごく大事になってくるんですよ。それをどのくらいの人数でできるかどうかを私たちは委員会を従事しながらということで一応提案をしているということなんですね。だから、単純に人口が減ったから、議員定数を減らしましょと。これだけの議論をやめたほうがいいよ、確かに。だからどういう議論を展開するかというのは縮小社会における自治力のアップのために議会力をどういうふうにするかなんです。だから、根拠が弱いという言い方ではなくて、こういう根拠のほうがいいでしょうという提案をさせていただいて、前回そういう方向でまとまっているということだろうと思います。私も先ほど駒林さんが言われたように、オンラインが時々切れてしまって、状況分からずしゃべっているところもあるので分からないんですけど、私は一応そういうふうに理解をされていて、幅を持たせるという議論はそれはそれでいいんですけど、基本的なことをしっかり押さえないで、こんな意見が出ましたよ、こんな意見が出ましたよ、幅を持たせますよというのが私たちが議論するようなこの調査会の答申になるんでしょうかということも含めてちょっと

ぜひ議論したいところだと思います。

以上で。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

一回延びたというか、あれではありますけれども、今回はさすがに取りまとめをしなければならぬ。非常にそういう意味ではやはり時間は限られているわけですが、その中でどうまとめていくかと。多分それぞれ専門家でありますので、いろいろと論拠はお持ちで、考え方もいろいろとおありになる中で、完全に一つの方向性にこの4人がまとめられるのかというと、どうもなかなかまとめられないんじゃないかという感じもいたしております。一方で、今おっしゃったような縮小社会の議論の中でどういう議会の在り方があるべきなのかというところをもっとじっくり考えていくべきやと、それは御意見としてよく分かるわけですが、じっくり考える時間が今あるかということ、そこはなかなか微妙なところもございますし、他方で、住民自治協議会連合会さんから出てきた意見というのをどう受け止めるんだと。そこをある程度民意として捉えるのであれば、そこにゼロ回答でいいんだろうかというような観点も一方ではあり得るだろうというふうに思います。そういった意味で、なかなか一つの方向性に集約し切れないのであれば、いろんな専門家の意見を聞いて、ちょっといろんな意見がありましたと。ある程度幅がありましたと。こういう形の取りまとめもやむを得ないのかなと。それがベストだとは思いませんけれども、やむを得ないのかなというふうには感じておまして、今川上副会長と駒林委員からは幅を持たせた答申もありだろうという御意見をいただいたところでございました。

時間も限られておりますけれども、どうでしょう。この点について、再度御発言、お申しいただく方があればお願いいたしますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。これまでちゃんと見てこなかった部分もあるかもしれませんが、松阪市の議会基本条例を拝見しますと、議員定数について書かれている第22条の第2項にこんなふう書いております。「議員又は委員会が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数の調査比較、市民又は学識経験を有する者からの意見聴取等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。」ということですので、我々この調査会は学識経験を有する者からの意見聴取をしていただいている場なんだろうと思いますが、一方で、市民またはということですので、市民の皆さんの声、住民自治協議会連合会さんからの意見も出ているよということでありましたし、また、この場ではあまり重視はしないという御意見が大勢ではありましたけれども、人口とか財政力あるいは類似団体における議員定数との調査比較ということも一定議会基本条例には定められている以上、これが松阪市としての判断の根拠でもあろうかと思っておりますので、そこも全く無視するわけにもいかないだろうというふうに思います。そういった観点からしますと、前回、申し訳ありませんが私のほうで申し上げた一定数削減をしていく方向もやむを得ないのではないかという意見もあるだろうと。それも一つの意見

としては受け止めていただけるのではないかなと思っておりまして、一方で、いや、むしろ増員も検討することがあってもよかったんじゃないかという御発言もありましたけれども、そういった意味で一定幅のある形で、ここは調査会の意見としては整理したいというふうに思うわけですが、皆さん、そんなことでよろしいでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） 今会長からありましたように、基本条例があるからには基本条例に基づいて議論しなきゃいけないことなんですけど、ただ、基本条例の今の項目だけ見ていると空虚なんです。中身、ないんだ、本当のことを言うと。だから財政だって、例えば今の一般会計規模の議会費なんて何%なの？ 0.5？

〔「0.6」と呼ぶ者あり〕

○委員（江藤俊昭君） 0.6でしょう。財政で厳しくなったから0.6の規模をまた下げますかみたいな話になるかどうかだね。逆に言うと、財政をしっかりとするためには、議会力をアップするためにはどうしたらいいかという議論になるし、先ほど人口については駒林先生が言われたように、人口が減るんだから減るんだよというような、基本的には自治法の理念というのはまた違って、増やす可能性もあるよと。類似団体なんかほとんど意味ないですよ。参考にしたって議会の活動量なんか違うんだから。だから、これを具体的にどうするかどうかを、定数が削減のほうに行くだけじゃなくて、いろんなバリエーションがあるからね。私は条例については空虚ですよと言ったのは、それを含めてちゃんと議会力アップさせるための議論として使っていないと、基本条例の理念が崩れますよという言い方をしているということです。だから、今基本条例に基づくというのはすごく大事なことなんですけど、中身がないんですよ、これだと。具体的な方向は議会力のアップのために住民福祉の向上につなげられるかどうかの議論で、これを縮小に向かう、定数削減に向かうだけの話じゃないんじゃないですかという、ちょっと私のほうからの、会長はそこまで踏み込んで言っていないとは思いますが、私のほうから補足させていただきました。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

また、これを空虚だという言い方をされてしまうと、いや、民主主義的な手続に基づいてつくられている条例をそういうふうに言うのは軽視していることにならないだろうかという意見も一方であるのかなというふうに思います。恐らく前回の提言の根拠が弱いというのも江藤先生の御発言だったように私は記憶しておりますけれども、そういったやや強い表現で今江藤先生のほうからは御発言いただいておりますけれども、一方で、そういう中身がまだまだ弱いのではないかという見方もありますが、他方ではそういった条例にも書かれていることは一定民主的な手続として定められているものでもありますので、そこを無視するわけにもいかないだろうし、そこで書かれていることは尊重しながら検討していくというのがあるべき姿なのではないかなという意見もあろうとします。その意味でも恐らく平行線なので、これは。両論併記しなくてはいけないのかなと思っております。

○委員（江藤俊昭君） 私は無視しろなんて言い方をしているわけじゃなくて、しっかり大事なことから、そこはそれに基づいて議論しましょうと。でも、財政だとか人口だとか、あとは類似団体といっても、方向性はそこの中で、中身の問題なんだからということを使ったというだけの話ですから、基本条例を軽視するなんて一言も言っていませんし、これを大事にすることが大事なんじゃないですかということの再確認をさせていただきました。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

ということではありますが、いかがでしょうか。再度お尋ねしますが、幅を持たせるというか、両論併記で現状維持の意見もあれば、定数を一定24ぐらいに削減するほうがいいんじゃないかと、こういった意見もあったというところで、それぞれの御発言の中からその論拠は並べる形で意見書を取りまとめていきたいというふうに思いますが、そんな方向で意見書の取りまとめ、よろしいでしょうか。川上副会長、駒林先生はオーケーと。いいですか。江藤先生もよろしいとおっしゃっていただきました。

○委員（江藤俊昭君） ただ、その場合はちゃんとそれぞれの根拠を明記していただきたいなと思います。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

それでは、これまでそれぞれ会議の中でおっしゃっていただいた論拠がありますので、それも明記した形で、すみません、改めてですが、幅を持たせた形での当調査会のまとめ、意見書という形にさせていただくということで、前回報道等では28人、現状維持というのが独り歩きしている感もありますが、そうでもないよと。現状維持という意見ももちろん強いけれども、一定の考え方として24に削減するという意見もあったよということで意見書には盛り込ませていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

〔「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） どうぞ。

○委員（江藤俊昭君） 私も幾つかの幅を持たせるというのは、それは大賛成なんですね。繰り返しますけど、定数とか報酬なんて科学的な根拠があるわけじゃないから、こういう自治をつくっていきましょと、こういうふうにするんだったらこのくらいの定数なんだよという仮説でしかないんですね。だから、それをそういう意味では幅を持たせるというのも大事なことだと思うんですけども、現状維持と言ったのは、これも仮説のところしか過ぎないんですけども、常任委員会数を4にしているから、少なくとも1委員会7名ぐらいなんじゃないですかという、そういうふうな根拠が一つあると思うんですけども、今24にするという具体的な会長から数が出ていますけれども、この24というのについて、人口が減ったからというのは、あんまり私は根拠にならなくて、もしくは議員の方々にそれこそ常任委員会数を3ぐらいに減らすことができるのかどうなのかね。そして、そのときに仕事量が増えるから、それから面積が広いんだから7人というのは厳しいから8

人とか9人に増やしていくみたいな話の議論の流れであれば、私は24というのがある程度妥当な一つの選択肢になるかなというふうに思っています。だからその辺りのところが確定というか、ある程度仮説として出されたような議論をしていただきたいなというふうに思っています。ただ、私がこういうことを言うと、次に24人にしたらまた下げようという議論もなくはないんですよ、また。だから、定数というのを一回下げると増やすことはできないんだ。もちろん条例で出せますけど。そういうふうな慎重な議論という中で、どういう自治をつくっていくかどうかの議論の中でぜひ幅を持たせていただきたいし、そのときの根拠というのを、ただ単なる人口の議論だけじゃないでしょうということを改めて確認させていただきたいということで発言させていただきました。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

御意見として承りたいと思いますが、仮説ということであると、それぞれ仮説にすぎない、絶対的な科学的な根拠はもちろんないわけでありましてけれども、一方で考え方として、例えば財政力はそんなに議会費の占める比率は高くはないけれども、トータルとして今後縮小、まさに縮小社会というか、松阪市全体としても、行政も含めてスリム化していかなくちゃいけないという中で、まずは隗より始めよと。議会が模範を示せというような考え方も当然あり得るだろうというふうに思います。

また、委員会の数と定数の関係ですけれども、これ、もしかすると前回オンラインで聞き取られていないのかもしれないですけれども、私は24という数字に言及した中では、6人掛ける4委員会でもいいでしょうし、24という数字は非常に割りやすいので、今後の議会の中での御検討の中で、これは、じゃ、やっぱり8人ぐらい委員がいたほうがいいということで8人掛ける3委員会ということでも割りやすいと。その辺は多少の含みは持たせて今後議会の御検討に委ねることはできるかなと思いますけれども、24であればそういうことでの今後の検討もしていきやすいんじゃないですかねということは前回申し上げたところであります。

そういうことで、様々な観点、論点、それぞれのお考えの違いというのはありますが、今皆さんお認めいただいたように、両論併記というか、幅を持たせた意見書ということで、それでは取りまとめをさせていただきたいと思います。

○委員（江藤俊昭君） すみません、何度も。駒林先生、いいの？ 増やすという話は。選択肢でいいの？ 選択肢に。ちょっと増やす話を後からしていただきたいんですけど。私は大体総務省も自治省も偶数が好きなところなんですけど、私は最終的に議長が判断するというので、奇数説というのを取っているんですね。だから減らすという、24の場合もあるかもしれないけど、私なんかだと個人的には25というのが美しい定数かな。減らすとしてもですよ。減らすとしても。今28や29というのはなかなか難しいんですけど、そういうふうな奇数説、最終的には議長が判断するという。通常の議長の判断というのは否決とみなすというのが通常だと思うんですけど、今こういう政治状況の中で判

断しなきゃいけないとき、政治家ですから、奇数説というのを取ってもいいんじゃないですかねというのをちょっと付け加えさせていただきたいと思う。駒林先生、二つの選択肢でいいんでしょうかね。

○委員（駒林良則君） 聞こえていますかね。

○会長（小林慶太郎君） どうぞ。聞こえております。どうぞ、駒林先生。

○委員（駒林良則君） ありがとうございます。

その辺は恐らくいろんな選択肢があって、今江藤先生おっしゃったような形で、議長は入らないから、6掛ける24プラス1をおっしゃっているのかなという感じなので、その辺は私とか副会長は現状維持がいいんじゃないかという、そこから出発しているので、減らすことについてはそういう意見もあるのでということで、そこは減らすことについて、私、何か言えと言われるとちょっと困っちゃうんですけども。増やせということをお願いするのは、そろそろ頭打ちでもいいじゃないのという意識がどこかに私の中にあります。28ぐらいでちょっと、今江藤先生が4を3にするというふうにおっしゃったから、うーんと思ったんですけども、4を現状で考えていたからかもしれませんね。思い切って3にすると言われちゃうと、これはこれで何かいろんな問題が出てくるので、ちょっとしんどいんじゃないかなという感じがしているんですよ。なので、数字的には今のままのほうがいいのかという。そこも理由としてはもちろんあるんですけども、減らして6掛ける4で24で、プラス議長1で25という、そんなのはあんまり合理性がないんだけど、とにかく一つ案として私から言わせられている感じもするんだけど、それは江藤先生の案でということでお返ししたいと思います。

すみません。以上です。

○委員（江藤俊昭君） 私も今の状況から見ると4常任かな。だから、先ほど聞いたのは、3にするときは議会の方々にちょっと状況を聞かないと何とも言えない。だから仮説と言ったの。本当の、何のあれもないんですよ。今まで4でやっていてというね。一般会計規模を見ても4ぐらいかな。でも、ぎりぎり3でできるかなというのがちょっと私の感覚としてはあるものですから、聞かないと何とも言えないので、そんな私たちなんか専門家といたってそこまで入り込めないんですよ。ただ、6というのは町村だったらよくやるんだけど、もう定数減らしちゃってね。これだけのところで議論してやるというのはやっぱり6は厳しいんだ。だから、そこをどうしていくかどうかという。私、先ほど駒林先生に聞いたのは、先ほど縮小社会で、定数を減らさなきゃいけないだけじゃなくて、頑張るんだから定数を増やしてもいいでしょうという議論について、ここでは提案されないんですかという質問をさせていただいたということです。

○委員（駒林良則君） すみません。もうその時期は過ぎちゃって、提案はしません。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

まさに時期がということもあります。我々の調査会の審議に費やせる時間も限られておりますので、その中で一定の結論を導き出すと。どうやって集約させていくかと。収集させていくのかということも考えていかなければなりません。なかなか議論の収集しづらいところもありますけれども、それでは、改めて今御確認いただいたように、幅を持たせるということで我々の結論とさせていただきたいと思えます。

○委員（江藤俊昭君） 何度もすみません。せっかく意見書、出ているんだから、この人たちの話をどうして私たち、聞かなかったんかね。手続上、日程的にスケジュールとしては無理？

○会長（小林慶太郎君） すみません。そういうことは当初、1回目の会議で……。

○委員（江藤俊昭君） 失礼しました。

○会長（小林慶太郎君） どういう資料が欲しいかとかということをお願いしたときに、じゃ、そういう機会を設けましょうというような御提案いただければよかったと思うんですが、今、今日4回目になって、ここでもうまとめましょうという段階でおっしゃっていただくのはトゥー・レイトだと思います。

○委員（江藤俊昭君） はい、重々分かりました。

○会長（小林慶太郎君） ということで、いろいろと皆さん腹に含むところはおありかとは思いますが、定数についてはただいま申し上げましたように、現状維持から24人までということの幅のある結論とさせていただきたいと思えます。

続きまして、議員報酬についてでございます。前回皆さんの意見の中では1割程度という数字を明記した形での増額ということであったかと思えますが、この根拠としては、社会保障費、あるいは議員の成り手不足といった観点であったかなというふうに思いますが、議員報酬につきましては、最終的にはこれもこの間ずっとこの場でも御説明いただいていますように、来年、年明けの2月頃に特別職報酬等審議会、いわゆる報酬審によって決定をいただくということでございますので、そして、そこにこの我々調査会の意見書もお示しして決めていただくと。こういった段取りになろうかと思えますので、具体的な数字まで我々の調査会で踏み込むことが果たしていいんだらうかと。そこまでの議論がそれこそできているだらうかという、ちょっとそこまでのことは我々の範囲ではないのではないかなというところもございまして、前回は1割という数字も示していただいたところではございますが、できれば具体的な数値は外させていただいた上で、増額の方角ということのみで意見書のほうはまとめたいと思っておりますが、これについては皆さん御意見いかがでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） ちょっとよろしいですか。ごめんなさい、私、最後抜けちゃったかもしれないですけど、1割という根拠は何だったんですか。私、ごめんなさい、オンラインで抜けちゃったと思うんですけど。

○会長（小林慶太郎君） 前回のときには1割というのは、それこそ住自協の联合会さん

から出てきたところに1割と書いてあった、それを尊重しましょうという中で1割ということを取りまとめたわけですけれども、それこそこれも時間が十分でない中で、じゃ、報酬については住自協さんの、連合会さんの意見書を尊重する形で1割程度の増額ということでいいですねみたいな形で決まっちゃっていたところもあったので、その数字だけ独り歩きしていくのはちょっと具合が悪いかなというところもあって、この具体的な数値は外させていただければなというのが提案でございます。

ほか、委員の皆さん、御発言、特によろしいでしょうか。

○委員（駒林良則君） よろしいでしょうか。

○会長（小林慶太郎君） どうぞ。

○委員（駒林良則君） 前は私はこの数字というか、現状でもいいんじゃないでしょうかというのを申し上げて、会長も一応1割程度の幅の必要性もおっしゃって、それだったら別にそれぐらいのことについて、現状下げる必要性も高める必要性もないのかなと私は感覚的に申し上げて。それで、会長がそのようにおっしゃったことについては特に異論はなかったかと思うんです。最終的には報酬審ですかね、そちらで決まることだからということ。ただ、これも江藤先生がどこかでおっしゃっているか、何か書かれていることもあって、本当に報酬審の委員が議会のことを分かっているのか。たまには議会に来て知っているのかというふうな、何かそんなニュアンスのことをどこかで書かれていて、丸投的にやっていいのかなというのも確かに、その辺のことを江藤先生どこかで、もし間違っていたらごめんなさい。そこにおられますから、訂正していただきたいんですけども、本当に報酬審の委員が議会の状況とかを分かって審議していただけているのかどうかというふうなことをどこかで何かおっしゃっていたか書かれたか。ごめんなさい。うろ覚えで申し訳ない。確かにそのとおりの部分はあるのかなと思って。一定程度何か方向性みたいなところは我々の答申に出してもいいのかなという。そういう、結局会長もそのようにお考えでしたら、そこに異論はありません。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

江藤先生、もし訂正があればというふうに今振っていただきましたが。

○委員（江藤俊昭君） 私、駒林先生が何も言わなかったら、そのまま静かに、協議会の発言だから丸投げすればいいよという議論にちょっと乗っちゃおうかなと思ったんですけど、またまたここでいろいろあるとね。今特別職報酬等審議会の議論出ていましたけど、その1割でもいいんだけど、協議会が出したからという、私たちの在り方の調査会の存在意義もなくなっちゃうかなというの、本当は思っていたんですけど、まあいいかと思ったのは、会長も大変だよなと思いながら思ったんですけど、今日も資料を出しているんですけど、これは全国町村議会議長会の概要版を出しているんですね。そうすると、報酬についての考え方というのはある程度その議論があって、これに基づかない議論というのはや

っぱり何を議論しているのかなというふうになってしまうので、ちょっと付け加えさせて
いただきたいな。結論は結論で1割でもいいんだけど、こういう議論をしたよという。基
本的には報酬というのは御存じのように203条規定だけなんです。203条規定だけ
なんですけど、要するに役務の対価というのが報酬規定になっています。それで、今まで
の議論からすると、報酬というのは類似方式という、ほとんど根拠がない類似方式を取る
というのも多いんですけども、もう一つは成果方式というね。成果が上がれば報酬を上
げていきますよと。これ、基準がないんですよ。そうするとどうしても原価方式という蓄
積方式に基づくというのが一般的になってきているんですね。これを町村議会議長会が出
した昭和53年のがあるんですが、ここ何年か前から明治の牛山さんとか、都立大の長野
さんとか、多分議論しながら、報酬の決め方、新しいのをやっている。そして、去年、数
年前ですかね。今日皆さんに概要版を配付したのは、その今の到達点で新しい原価方式
というのを出しているということです。これはそれぞれの議会の活動量を首長の活動量と
比較しながら、首長は給料ですから、議員報酬とは違うんですけども、それを基準にし
て報酬額を算定していきましょうと。だから議会活動、議員がどのぐらい活動しているこ
とが分からないと報酬の算定なんかできませんよねというのが基本的な根拠になっていま
す。ただ、この間新しいというふうにつけたのは、住民との接触とか議案の精読だとかと
いうところもちゃんとカウントしましょうよねということと、それから、調査を行って活
動量を決めていくのはもちろん大事なんだけど、それは先駆的な議会ならそれをできるん
だけど、プラスアルファで頑張っていくことについては、やっぱり期待値を入れていかな
きゃいけないんですね。だから、先行的な改革と、また、新しく改革をやっていくような
活動量。これを区別して考えていきましょうねというので、幾つかそれ以外にも出してい
るんですが、新しい現行方式というふうになっています。これは科学的な根拠では点数も
ないと同じように、科学的な根拠であるわけではないんですよ。住民に議会がどういうこ
とをやっているかを説明しながら、そして議会と、そして住民とが議会の在り方も含めて
報酬額をある程度カウントしていくという方式です。そのときに今駒林先生が言われたよ
うに、特別職報酬等審議会を使うというのがほとんど多いんですが、これは当初勝手に自
分たちで上げていくのを批判するために自治省が住民の声を聞けと言ったときに、当時審
議会しかないんですね。だからそういう審議会で行うというふうになっているんですが、
別に議会側で報酬額を算定したって構わないわけですよ。検討委員会でこういうところで
やっているような議会だってたくさんあるわけですね。

それで、しかも駒林先生が言われたように、私はそんな失礼なことを言ったかなと思
うんですけども、特別職報酬等審議会のメンバーは議会を一度も傍聴していないような人
たちがなっているとか、これで本当に分かるんでしょうか。分かっているとすれば、ち
ゃんとした分かっているような人を委員に選んだり、議会との意見交換等々が必要になっ
てきているんじゃないかみたいな話はしたと思いますけど。時々講演で冗談ぽく言う場合

があるかな。駒林先生がそこを言ったかもしれないですけど。だから、ぜひ住民の声を聞くというのが当時の自治省からの通知だったのを、やっぱり住民の声を聞きながら、そのときの根拠を示さなきゃいけない。それが協議会から出された1割というのは私たち調査会の根拠になるんでしょうかというようなことも、言おうかどうしようか悩んでいた、言うのをやめようと思っていたんだけど、駒林先生が今言われたからついでにしゃべってしまいましたということで、私はそういうふうに思っていますということをつけ加えておきたいと思います。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

だからこそ1割という数字は我々の意見書からは外しましょうということを今日は申し上げているわけですし、1割という数字は出さないということでどうですかということをご皆さんに今お尋ねをしているところでございます。もちろん一定の手續ということで我々は全く、じゃ、報酬審に丸投げでいいのかというと、そうではないのかもしれませんが。今江藤先生おっしゃっていただいたような新しい原価方式みたいなこともしっかり勘案しながら報酬審には考えていただくほうが望ましいのかもしれませんが、また、それこそ報酬審の中にもしっかり委員の妥当性ということでいうと、議会の傍聴をしっかりとされている、日頃議会、議員とも真摯に議論されているような、そういう方が報酬審の委員にも加わっていただいていることが望ましいだろうということは、ここからの意見として出してもいいのかなと思います。数字が具体的に、それこそ明確な根拠も伴わないままに1割という数字だけが独り歩きしていくことは避けませんかという、こういう御提案でございました。皆さん、いかがでしょうか。

川上先生、いかがですか。

○委員（川上 哲君） 異論ありません。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

駒林先生、いかがでしょうか。取りあえず増額の方角としては、我々の中では増額、ありだよという話は前回あったと思いますが、具体的な1割といたらちょっと拙速だったかなと思うので、数字としてはそれは外したいという御提案ですが、異論は……。

○委員（駒林良則君） 了解いたしました。私、特に、もうこういう時期になっていますから、今会長のおっしゃったとおりのところでおまとめいただければと思います。

○会長（小林慶太郎君） 江藤先生、それでよろしいでしょうか。

○委員（江藤俊昭君） 結構です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

それでは、報酬につきましては1割という数字は外させていただいて、増額は望ましいということではありますが、具体的な金額については報酬審のほうでしっかり御議論して決めていただきたいということで我々の調査会の結論とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、政務活動費についてでございます。こちらについては金額ではなくて、現在の執行率が5割程度というところで、低迷というか、ずっと推移しているという現状もありましたので、額としては現状の据置きで、ただ、より使いやすいもの、それこそ議会力を高めていくためにしっかりあるものについては使っていただきたいということで、据置きで運用の仕方を議会でまた御検討いただきたいと、こういう御意見だったかなと思いますが、これにつきましては皆さん、何か付け加えることとか、あるいは異なる意見とかあれば、またおっしゃっていただければと思います。

○委員（江藤俊昭君） ちょっとよろしいですか。ちょっとやっぱり5割というのはコロナだったからかもしれませんけど、ちょっと低いなという気は私はしていますけど、しっかりやって議員力アップに使っていただきたいなというふうに思っています。

ただ、私ちょっと、それこそ教えていただきたいのは、議会の方々に。何に使ったかというのは分かるんですけど、その成果というのをちゃんと議員同士で共有されているんですかね。及び住民に対して、あるいは職員でもいいんですけども、開かれて、こんな勉強をしたんだよ、視察、行ったんだよ、ここでヒントを得たんだよみたいな話をされているのでしょうか。こういうことを使っただけではなくてフィードバックをされているのでしょうか。これがないと何に使ったかと、それだけの話になってしまいますから、具体的に成果と、今後それをどのように活用しようかどうかというのはこの議会でやられているのでしょうか。ちょっと質問として政務活動費、議論するときにごく大事な論点なのでお話ししたいと思います。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

特別委員長、お願いします。

○議会改革特別委員会委員長（久松倫生君） 率直にお答えします。いわゆるシステムとしては出来上がっておりません。

以上です。

○委員（江藤俊昭君） ぜひ会派を超えてこういう勉強をしたよというような、特に視察から始められるのが一番いいかもしれないんですが、どういうところへ行っただけでこういう成果があった、これを私はこういうふうに生かしたいというのを議会でやる。そして、それを職員の人だって聞いたっていいと思うんですね。そして住民にも公開をすると。こういうような議会というのもありますから、政務活動費は第2報酬じゃねえかみたいな批判を浴びないように、しっかりとそれを生かして議員力アップさせていただくような方向で活用していただきたいというのも、私はぜひ今回の報告書ですかね、中には入れていただきたいなと思いますよ。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

使い方、何に使ったよだけではなくて、それがどうその先に生きてきているのかと。そこで視察なら視察で得た情報は、じゃ、個々の議員からの政策提案等にどう反映されている

るのかと。こういったことはぜひオープンに公開していただけるような仕組みがあるとい
いねと。こういった趣旨の御発言だったかと思います。ありがとうございます。

そういったこともしていただきながら、その代わりもうちょっと使い勝手のいい
ような形で有効に活用していただきましょうと。金額としては現状据置きでどうでしょ
うと。こういうことかなと思いますが、ほかに何か付け加えるべき観点、論点、意見などご
ざいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） 特にないようでありますので、そうしましたらば、御意見とし
ては前回同様、政務活動費につきましては金額は据置きと。ただし、より活用しやすいよ
うに議会においてしっかり検討いただくと。その際には、しっかり活用していただくと同
時に、その成果として、これは何に生きているんですよというところも含めて、できれば
公開していただけるといいのではないかと。こういうことで、今江藤先生からいただいた
意見も踏まえて取りまとめをさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

これで我々に課せられておりました議員定数等について、その中で議員定数と議員報酬
と政務活動費、この3点については御議論をいただいたわけですが、続きまして、意見書
に盛り込むべき論点とか、あるいは必要な添付資料ですね。これは資料として添付してお
いてくれというようなものがありましたらば御意見をいただければと思います。前回駒林
先生が委員長をされたときの意見書も皆さんのお手元にはあろうかと思っておりますので、そこ
も参考にいただきながら、やっぱりこういうことは書いておいたほうがいいよねとか、
あるいはこういう資料はつけたほうがいいよねというのがあれば御意見いただければと思
います。これまで既に皆さんから御発言いただいたような論点を含めて、意見書という形
では整理させていただきますので、いや、もうこれまで出尽くしているから、これ以上新
たな論点は出しませんということであればそれで構いませんし、資料も特に前回同様で構
わないよということであればそれでよろしいかと思っておりますが、お手元の資料4を見ながら、
何か御意見があればいただきたいと思っております。

○委員（川上 哲君） 一つお願いします。

今会長が言われた資料というのは、これまでの会議で頂いた資料以外に何か付け加える
資料があるかという意味でしょうか。

○会長（小林慶太郎君） 意見書として出すに当たって、例えば前回の平成28年10月
の意見書を資料4という形でお手元にあろうかと思っておりますけれども、ここについている添
付資料というのは、今回のようなこれまで出てきた全ての資料のような膨大なものではな
くて、限られたものになっておりますけれども、そこも踏まえて今回、じゃ、我々のこの
議論の中で関係があったであろう資料、これはつけておこうというなのをおっしゃって
いただければなというふうに思っております。

○委員（川上 哲君） ありがとうございます。

○委員（江藤俊昭君） ちょっとよろしいですか。

○会長（小林慶太郎君） どうぞ。

○委員（江藤俊昭君） 今資料の話を言っているんですけど、中身については、私、先ほどの定数についてはもう言いましたので、それから報酬についてはいろんな方式があるんだけど、議員報酬の203条を規定にしながらということで、報酬についての考え方で、今は一般的には新しい原価方式というのがあって、そういうことの中で報酬額を算定するんだよということをお話は入れておいていただきたい。

それから政務活動費のほうもしっかりと使うんだよということと同時に、住民や職員や議員間で交流をして成果を共有できるようなものというのをぜひ入れていただきたいと思います。

それから資料については、大体一般的には類似団体比較というものが一般的なんですけど、これは資料としてはあればあった方がいいんでしょう。これは入れるんだと思いますけど、そのほかに議会改革を実際評価しているという、議会改革評価というのもあるんですよね。目標を決めて、できたらできないとかという。星取り表でもいいんですけど、何かそういうものがあるならば、あったような気もするんだけど、なかった？ ちょっと資料を読んで、今、今日持ってきていないので分からないんですけど。あればそういうのも、議会がどういうことをやって、目標としてやられているかどうかというのは分かるかなと思っているので、入れていただければと思います。

○会長（小林慶太郎君） ちょっとこれまで頂いた資料の中のどれを指して今おっしゃっていただいているのかよく分からないんですけども。

○委員（江藤俊昭君） 議会改革評価というのが一般的にあるので、それはやられていなかったのですか、ちょっと今日資料、持ってきていないので。ないんですね。

○会長（小林慶太郎君） ほか、皆さんのほうからいかがでしょうか。論点としては、今江藤先生おっしゃっていただきました定数についてはいろいろとこれまで御議論をいただきましたので、それは入れていただくと。それから、議員報酬については、今日会議録もありますけれども、前回の会議のときにも、類似方式、成果方式、原価方式、三つあるけれども、今は新しい原価方式というのがメインだよ。それはぜひ念頭に置いて考えてほしいと、こういった御発言あったことも当然含まれてくるだろうというふうに思います。

資料につきましては、今日の段階でちょっとこれがというのが指定できなくても、この後まとめていく過程の中でこれを入れておいてくださいというのは、資料的なものであれば多分付け加えるもの、あるものであれば加えていただくことは可能だろうと思いますので、取りあえず、まずは、じゃ、事務局のほうで意見書案としてまとめていただいて、皆さんにあらかじめお送りいただいて、そこで抜けとか、追加でこの資料幾つも入れておい

てくれというのがあればおっしゃっていただくと。そんなところでよろしいでしょうか。

○委員（駒林良則君） 私のほうから。

○会長（小林慶太郎君） どうぞ。

○委員（駒林良則君） 資料的なところは別にして、先ほど江藤先生もおっしゃったところなんですけれども、結局まとめのところ、我々が検討して、最終的にこれをどう使ってもらいたいのか。特にちょっと私、前からしつこく言っている、松阪市としての議会像、将来の姿みたいなものを、この議論を契機にやってもらいたいなというふうなことは、私としては入れていただきたいという感じはひとつしています。だから、それはこの答申は議員定数等なので、その辺のところの話もちろん結論としては出てくるんでしょうけれども、この答申というか、この議論でちょっと終わってほしくなくて、何かにつなげていただくと、議会改革につなげていただくための一つのものにしてもらいたいというふうなことは書き込んでもいいのかなというふうに今は思っているところです。

それから、これは余計な話で、もう聞き捨てていただければいいと思うんですけど、4年に1回か、何年かに1回か、こういうのはある意味定数を議論しながらも、結局は議会の在り方を議論する手だてになるので、いい面もあるんだけれども、定数を、じゃ、毎年何か言われたら毎年何かやっていくんですかという、これは極論的にあるので、その辺は議長、議会のほうの判断なんだろうけれども、何か言われれば下げていくというふうなことになっていくことに対して、ちょっとごめんなさい、抵抗というんじゃないですけど、そういうことがあるんですね。何か書き込めと言っているわけじゃないんですけど、何かそういうことも議会として考えてほしいなというふうなことは、どうなんだろうという。聞き捨てていただいて結構ですけれども。

以上です。

前半が大事なことであって、ちょっとここから議論を何か展開していただけるようなまじめにしていただければありがたいという、そういう感じです。

以上です。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

後段おっしゃった、言われたからやるというのではなくて、もうちょっと議会としての主体性を持ってもらいたいという、多分そういう願意だろうと思います。それはそういうふうには書けないかもしれないですけども。

前段でおっしゃっていただいたように、これで終わりではなくて、今後も議会の在り方、どういった議会運営が望ましいのか、その将来像も含めて、そこについては不断の検討を今後も続けていっていただきたい。その出発点にこれをしていただきたいと、そういう思いだということ。これは意見書に書かせていただければなと思っております。冒頭、議長からの御挨拶でも、御発言もありましたけど、松阪市議会としてもかなり多角的、能動的な審議ということで努めていただいているということだろうと思いますが、まだ将来像

というのが十分には示せていなかったのかなど。こんなこともありましたし、これは終わりのない議論、常に不断の追求をしていかなければいけない議論だろうと思いますので、今回我々は議員定数等の在り方調査会ということで、定数メインで議論する調査会でしたけれども、今後もしかするとそういった議会の在り方や将来像も含めて検討を議論していくような場も設けていただいてもいいのかもしれないですね。そういったことで今後につながっていく、そのきっかけに我々の意見書をしていただければということは書かせていただければと思います。ありがとうございました。

どうぞ。

○委員（江藤俊昭君） 駒林先生の御意見にも大賛成なんですね。やっぱり定数等と書いてあるけど、その議論というのは数字の算数の話じゃなくて議会力の話なんですよ。だから、そういう意味で、どういう議会をつくっていくかどうかの検討をぜひしていただきたいという、すごく大事なことだと。

2点目は聞き置いていいんだよと言っていましたけど、これ、結構大事なことで、協議会から提言があって意見書が出たと、それを受けて議会として動いたなんて、私はいいことだと思っているんですよ。住民のほうから議会の在り方、しかも、通常だったら定数削減とか報酬削減の議論というのが一般的にやるんですけど、今回ここにも、今日いただいたところにも書いてありますけど、そういう議論のみならず、市民との対話の促進だとか、要するに議会改革を住民側から提案しているんですね。それをちゃんと受けていこうというのがすごく大事なことで、それを定数とか報酬にちっちゃくやっちゃったという、諮問があったかもしれないんですけど、本来もうちょっと広く議論する話なので、しかも住民側からこういうのが出たってすばらしいことじゃないかと私は思いますから、切捨てとか、聞かなかったことにじゃなくて、まさにこういうような議会ができているというのはすごく大事なことだし、それに呼応している私たちも大事なことをやったなというふうには改めて思っています。

それで、何か大事なことを言おうと思ったんだけど、忘れたんだけど、先ほど私は、このときに呼んだほうがいいよと言ったら、やっぱり手続上難しいとすれば、このまま市長にこれを提案するわけじゃないと思う、答申的なものを、私たちの。だから、議会の委員会としても議論すると思いますが。これ、特別委員会ですよ。特別委員会だよ。特別委員会で議論していると思いますから、その中で、それこそ協議会の連合会の会長とか、ほかの方を参考人で呼んだり、会長の話を聞いたり、ぜひその中で深めた上で市長に報酬とか定数の議論をされているという、そういうことをぜひやっていただいて、それをただ単にやるだけじゃなくて、並行して、今日の今の駒林先生の議論もありましたけど、議会改革はどうしていくんだというのと並行して議論するというのは、私は大事なことかなというふうなことなので、要望も含めてお願いしたいというふうに思いました。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございました。

川上先生も何か一言あればどうぞ。

○委員（川上 哲君） 全く駒林先生、江藤先生のおっしゃるとおりで、今後の議会の方向性として、そういうものを付け加えていただくということに全く異存はありませんので、僕のほうでは何か付け加えるということはありません。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

では、皆さんそれぞれ異口同音におっしゃっていただきました。これを一つのきっかけとして今後も不断の検討、改革に向けた歩みということを続けていっていただき、より市民に開かれた議会をつくっていただきたいと、そういったことは書かせていただくというふうにしたいと思います。

それでは、一通り皆さんからも御意見をいただきました。この調査会の意見書についてですけれども、本日までいただいた皆さんの御意見を整理して意見書にまとめまして、事務局と相談してまとめまして、委員の皆様には後日メールなどの形でお送りさせていただきますと思います。

校正をしていただいて、最終的に皆さん御了解いただいたものを、なかなか時間的にはタイトでありますけれども、第5回、10月21日までに完成をさせて、10月21日の調査会におきましては、この調査会を代表して、私のほうから、本日もお越しいただいています中島清晴議長に提出させていただくと。こういった形になりますので、非常に時間は限られていますけれども、事務局から意見書案が届きましたらば速やかに、もしそこに対して修正等があればレスポンスをいただいて、21日までにはしっかり皆さんの了解いただいたものを完成させられるようにということで、進行に御協力をお願いします。

第5回、10月21日の調査会におきましては、議長に意見書をお渡しした後、我々調査会と市議会議員の皆さんとのこの意見書に関する意見交換会というのが行われますので、そこも含めて皆さん予定に入れておいていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

お手元の事項書の1番、議事につきましては以上とさせていただきます。

○会長（小林慶太郎君） 続いて、事項の2番、その他に入らせていただきますが、何かございますでしょうか。

じゃ、事務局、お願いいたします。

○議会事務局議事担当主幹（中口真理子君） それでは、次回、第5回の開催につきましては、10月21日月曜日の午前10時から、本日と同じく松阪市議会第1・第2委員室で開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小林慶太郎君） ありがとうございます。

この際、特に委員の皆様から何かこれだけはこの御発言、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小林慶太郎君） それでは、以上をもちましてその他の事項も終了いたします。議事進行に御協力いただきまして、皆さんそれぞれ思うところもありながら、最後は何か一応議論を終えることができましたことを感謝申し上げます。

それでは、進行のほうを事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○議会事務局次長（新田和弘君） 小林会長、どうもありがとうございます。

また、委員の皆様、本日は大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第4回松阪市議会議員定数等の在り方調査会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午前11時30分閉会